

『自立と支え合いの男女共同参画社会』を目指して！

男女共同参画社会基本法って、どんな法律？

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年6月から施行されました。

21世紀は、「男女」が「共同」して仕事に、学校に、地域に、家庭に「参画」していく時代です。目指すは、男女を問わずみんなが主役の社会です。

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務

国

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む。）の総合的な策定・実施の責務

地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

国民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

施策の基本となる事項

- ・ 政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・ 都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・ 市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・ 法制上又は財政上の措置
- ・ 年次報告等
- ・ 施策の策定等に当たっての配慮
- ・ 国民の理解の促進
- ・ 苦情の処理等
- ・ 調査研究
- ・ 国際的協調のための措置
- ・ 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成